

**佐野市地域公共交通網形成計画策定業務委託に係る  
簡易公募型プロポーザル実施説明書**

**1 委託業務の概要**

(1) 業務名

佐野市地域公共交通網形成計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、公共交通の利便性の向上や公共交通空白地域の解消に向けて、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、以下「法」という。）に基づく地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

佐野市における地域公共交通網形成計画の策定業務委託（別紙仕様書のとおり）

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）までとする。

(5) 提案限度額

8,370,000円（消費税込み）

**2 提案書提出者に要求される資格要件**

提案書提出者は、平成29年4月20日現在で次の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当しない者であること。

(2) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 栃木県内に主たる営業所、代理人を置く営業所を有しており、平成29・30年度佐野市競争入札参加資格者であり、測量・建設コンサルタント等業務名簿に業種「38 交通及び路線（道）」又は「51 都市計画及び地方計画」として登録されている者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 共同企業体による参加者でないこと。

(6) 直近の2年間に、法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 過去5年間に地方公共団体又は法に定められた協議会の発注する同種又は類似の業務を元請けとして完了した実績を有すること。

- ・同種業務：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成した業務

- ・類似業務：地域公共交通網形成計画を作成した業務

(8) 配置予定管理技術者が以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士：総合技術監理部門（建設部門の関連科目）

- ・技術士：建設部門

- ・RCCM：道路部門又は都市計画

### 3 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

(1) 参加表明書の作成様式

作成様式は、別記様式第1号プロポーザル参加表明書、別記様式第2号参加資格要件確認表、別記様式第3号企業概要調書、別記様式第4号企業の業務実績、別記様式第5号配置予定管理技術者の資格とする。

(2) 記載上の留意事項

① 参加表明書の概要（別記様式第3号）

企業概要（事業者等の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、グループ企業、事業概要等）が把握できるもの。

② 同種又は類似の業務実績（別記様式第4号）

過去5年間に地方公共団体又は法に定められた協議会の発注する同種又は類似の業務実績について元請けとして完了した実績を記載すること。

- ・同種業務：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成した業務

- ・類似業務：地域公共交通網形成計画を作成した業務

③ 配置予定管理技術者の資格、状況等（別記様式第5号）

配置予定管理技術者の保有する資格は以下のいずれかとする。

- ・技術士：総合技術監理部門（建設部門の関連科目）

- ・技術士：建設部門

- ・RCCM：道路部門又は都市計画

(3) 問合せ先

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市市民生活部交通生活課公共交通係（担当：飯塚、山田）

電話 0283-20-3014 FAX 0283-20-3046

### 4 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成29年4月21日（金）から平成29年5月2日（火）午後5時まで（必着）

ただし、佐野市休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

（2）提出場所 3（3）と同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）

（4）提出部数

参加表明書の提出部数は、正1部、副15部とする。

## 5 説明書及び仕様書に対する質問の提出期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

（1）質問の内容

質問の内容は、本説明書及び仕様書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（2）提出期間

平成29年4月21日（金）午前8時30分から

平成29年4月27日（木）午後5時まで

（3）提出方法

① 持参、郵送（配達記録が残る方法に限る。）、FAXあるいは電子メールに添付して提出すること。ただし、いずれの方法を用いても受付期間内に必着すること。

② 別記様式第6号質問書の様式を用いること。

③ 持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。

④ 電話による問合せは受け付けない。

（4）提出場所 3（3）と同じ。

メールアドレス [koutuseikatsu@city.sano.lg.jp](mailto:koutuseikatsu@city.sano.lg.jp)

（5）回答方法

平成29年5月2日（火）午後5時までに、佐野市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対しての個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

## 6 提案書の作成様式、記載上の留意事項等

（1）提案書作成上の基本事項

提案は、調査、検討、及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書にお

いて記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提案書の作成様式

作成様式は、別記様式第7号提案書、別記様式第8号配置予定管理技術者の業務実績、企画提案書（様式任意）とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(3) 記載上の留意事項

提案書については、以下の項目について記載すること。

① 配置予定管理技術者の業務実績（別記様式第8号）

過去5年間に地方公共団体又は法に定められた協議会の同種又は類似の業務を担当として完了した実績を記載すること。記載した業務に係る契約書等の写しと業務管理技術者及び照査技術者選任通知書等の写しを添付すること（配置予定管理技術者の業務実績がわかる書類の代用も可とする。）。

② 企画提案書（任意様式）

A4版10枚以内の任意様式に業務の実施方針・提案を記載する。なお、実施工程フローについては別途任意様式に記載する。

(4) 提案書の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。

(5) 提案書は、提出後の差し替え、追加及び返却には一切応じない。

## 7 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法及び問合せ先等

(1) 提出期限

平成29年4月21日（金）から平成29年5月16日（火）午後5時まで（必着）

ただし、休日は除く。

(2) 提出場所 3（3）と同じ。

(3) 提出方法

持参とし、その他の方法による提出は一切認めない。

(4) 提出部数

提案書の提出部数は、正1部副15部とする。

(5) 問合せ先 3（3）と同じ。

## 8 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

(1) 実施日

平成29年5月23日（火）

プレゼンテーション及びヒアリング審査の時間、場所等については、別途通知する。

(2) 出席者

プレゼンテーションの参加者は、配置予定の管理技術者を含む、提案内容を熟知している3名までとし、別記様式第9号プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧を提案書提出時に提出するものとする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの内容

- ① 提案書の提出者はプレゼンテーションを20分以内で実施し、審査委員会は当該提案書の提出者にヒアリングを10分以内で実施するものとする。
- ② プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことも可とする。ただし、使用する電子機器は提案書の提出者が準備するものとする。
- ③ 提案書の提出者は、プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。

## 9 企画提案書を特定するための評価基準

評価項目は以下のとおりとする。

### 評価基準

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
組織の 経験・能力	過去5年間に地方公共団体又は法に定められた協議会の同種業務を元請けとして完了した業務実績	同種業務実績を有する。	5
実施体制 (配置予定管 理技術者の保 有資格・実績)	技術者資格、その専門分野の内容	技術士 総合技術監理部門 (建設部門の関連科目)の 資格を有する者	5
		技術士 建設部門の資格を 有する者	4
		RCCM(道路部門又は都 市計画)の資格を有する者	3
	過去5年間に地方公共団体又は法に定められた協議会の同種又は類似業務を担当として完了した業務実績	同種業務実績を有する。	10
		類似業務実績を有する。	5
見積金額 (概算)	見積金額(概算)が限度額以下であるか	限度額以下である	加点しない
		限度額を超えている	特定しない
			20/20

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
実施方針	業務理解度	目的、内容、要件等を適切に反映した提案内容になっているか。業務フロー及び工程表を含む	15
企画提案書	与条件との整合性	計画地に於ける地域、環境などの与条件との整合が図られた提案となっているか。	15
	現状把握及び課題整理を踏まえた対応策の検討	同種事業の実績を基に、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かし整合が図られ、説得力のある提案内容となっているか。	20
	地域公共交通網形成計画に係る留意点が網羅されているか。	地域公共交通網形成計画に於ける必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅された提案内容となっているか。	20
			70/70
プレゼンテーション	取り組み姿勢		5
	説得力		5
			10/10
			100/100

## 10 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の高い者を最優秀者とし、次点の者を優秀者とする。各者の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数とする。評価の結果、点数が同点の場合には、9評価基準の企画提案書の合計点数の高い者とし、これも同点の場合は委員による協議のうえ、最優秀者を特定する。なお、提案内容の評価結果は次の通り通知する。

- (1) 提出した提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。
- (2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

(3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、審査委員会に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。

① 受付場所 3(3)と同じ。

② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面により行う。

## 11 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手方としての特定

本事業は、審査委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、優秀者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。

① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当することとなったとき

② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき

③ 最優秀者が、特定後に本説明書掲げる失格事項に該当して失格となったとき

④ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、本事業が定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除することがある。

## 12 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- ① 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本説明書2に定める参加要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- ④ その他本説明書の定めに反した場合
- ⑤ 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

### 13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの実施スケジュール  
本プロポーザル公告4と同じ。
- (2) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市地域公共交通網形成計画策定業務委託審査委員会」において行う。
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書を提出することができないものとする。
- (4) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うこともある。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。  
ただし、事務局は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- (7) 特定された提案書については、本プロポーザルにおける評価及び選定結果についての事務局の説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。